

亀山市公告第16号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるので、同条第7項の規定により公告し、地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案について、縦覧期間満了の日までに亀山市に意見書を提出することができる。

令和7年3月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 地域計画を定める地区

三寺地区、川崎地区及び野登地区

2 縦覧期間

令和7年3月11日から同月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループ

4 意見書の提出方法

（1）意見書は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

提出先 3の縦覧場所

ファクシミリ 0595-82-9669

電子メール norinseisaku@city.kameyama.mie.jp

（2）意見書は、任意の様式とし、提出年月日、意見のある地区名並びに提出者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）を記載すること。